

○枚方市総合福祉センター条例施行規則

平成26年12月26日

規則第116号

枚方市総合福祉センター条例施行規則（昭和51年枚方市規則第19号）の全部を改正する。  
（趣旨）

第1条 この規則は、枚方市総合福祉センター条例（平成26年枚方市条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可の申請）

第2条 条例第6条第1項の規定により枚方市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の施設及び附属設備（以下「総合福祉センターの施設等」という。）の使用の許可を受けようとするものは、総合福祉センター使用許可申請書を指定管理者（条例第4条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

（申請の時期）

第3条 前条の規定による使用の許可の申請は、次の各号に掲げる申請しようとするものの区分に応じ、当該各号に定める日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から行うことができる。

（1） 次に掲げるもの 使用日の3月前の日の属する月の初日

イ 市内に在住し、在職し、又は在学する60歳以上の者

ロ イに掲げる者で構成する団体

ハ 構成員の2分の1以上が60歳以上の者である団体でロに掲げる団体に準じるものとして市長の登録を受けたもの

（2） 前号に掲げるもの以外のもので次に掲げるもの 使用日の2月前の日の属する月の初日

イ 市内に在住し、在職し、又は在学する者

ロ イに掲げる者で構成する団体

（3） 前2号に掲げるもの以外のもの 使用日の1月前の日の属する月の初日

2 前項の規定にかかわらず、市が主催する行事その他指定管理者が特に必要があると認められる行事に係る申請は、同項に規定する日前においても行うことができる。

（使用の許可）

第4条 指定管理者は、第2条の規定による申請書の提出があった場合において、適当と認めるときは、当該申請を行ったものに対し、総合福祉センター使用許可書を交付する。

(使用の中止等)

第5条 前条の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、総合福祉センターの施設等の使用を取りやめようとするときは、あらかじめ、総合福祉センター使用中止届出書に同条の許可書を添えて指定管理者に提出し、取りやめることができる。ただし、第3項の規定による変更の許可を受けた後には、取りやめることができない。

2 使用者は、総合福祉センターの施設等の使用について、1回に限り、総合福祉センター変更許可申請書に前条の許可書を添えて指定管理者に提出し、変更の申請をすることができる。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、当該申請を行った使用者に対し、総合福祉センター使用変更許可書を交付する。

4 使用者は、前項の規定による変更の許可を受けたことにより使用料の額に不足が生じたときは、当該変更の許可を受けた際に不足に係る使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第9条ただし書の規定により、当該各号に定める額を還付する。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、老人福祉センターの施設を使用することができなくなったとき 当該使用料に相当する額

(2) 使用日の7日前までに前条第1項本文の規定による届出を行ったとき 当該使用料の5割に相当する額

(3) 使用日の7日前までに前条第2項の規定による申請をして許可を受けた場合において、既納の使用料に過納が生じたとき 当該過納の部分に係る使用料の5割に相当する額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする使用者は、総合福祉センター使用料還付申請書に第4条の許可書（前条第3項の規定による許可を受けている場合にあつては、第4条の許可書及び同項の許可書。第11条第1項において同じ。）を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、老人福祉センターの施設の使用について次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第10条の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

(1) 本市が公用で使用するとき 当該使用料に相当する額

(2) 市長が交付する金額が記載された別に定める券の提出があったとき 当該金額に相当する額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に認めるとき 市長が別に定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする使用者（本市を除く。）は、総合福祉センター使用料減免申請書を第2条又は第5条第2項の申請書に添えて市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号の理由によるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用者は、特別の設備の設置又は備付け以外の器具の使用の許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たっては、総合福祉センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(定員)

第9条 総合福祉センターの施設の定員は、別表のとおりとする。ただし、総合福祉センターの管理運営上支障がない場合で、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(損傷等の届出)

第10条 使用者又は入館者は、総合福祉センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者にその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 総合福祉センターの施設等の使用の開始時及び終了時に、係員にその旨を申し出ること。

(2) 第4条の許可書を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示すること。

(3) 指定管理者から利用証（別記様式）の交付を受けてこれを携帯し、係員から請求があったときは、これを提示すること。

(4) 善良な管理者の注意をもって総合福祉センターの施設等を使用すること。

(5) 使用許可を受けていない総合福祉センターの施設等を使用しないこと。

(6) 使用許可を受けた使用時間内で準備及び後片付けを行うこと。

(7) 総合福祉センター内において、次に掲げる行為をしないこと。

イ 他の使用者及び入館者に危害又は迷惑を及ぼす行為

ロ 指定管理者の承認を受けずに、印刷物、ポスター等を掲示し、又は他の使用者及び入館者にそれらの物を配布する行為

ハ 使用許可を受けたセンターの施設以外の場所で行うアンケートの収集、署名活動その他これらに類する行為

ニ 所定の場所以外の場所で指定管理者の承認を受けずに、飲食し、又は火気を使用する行為

ホ 喫煙

(8) 前各号に掲げるもののほか、総合福祉センターの管理上必要な指示に従うこと。

2 入館者は、前項第3号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合福祉センターへの入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

(1) 総合福祉センターの施設等を損傷し、又はそのおそれのある者

(2) 前条第1項第7号イからホまでに掲げる行為を行い、又はそのおそれのある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合福祉センターの管理上支障があると認められる者

(係員の立入り)

第13条 使用者は、係員が管理上必要があつて使用場所へ立入りを求めた場合は、これを拒むことができない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、総合福祉センターの管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項、第4条、第5条第1項から第3項まで、第7条、第8条及び次項から附則第6項までの規定は、同年1月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項、第4条、第5条第1項から第3項まで、第7条及び第8条の規定は、平成27年4月1日以後の使用について適用する。

3 平成27年3月31日までの間における改正後の第3条第1項、第4条、第5条第1項から第3項まで、第7条第2項及び第8条の規定の適用については、第3条第1項中「前条」とあるのは「枚方市総合福祉センター条例施行規則(昭和51年枚方市規則第19号。以下「昭和51年規則」という。)第3条」と、第4条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「第

2条」とあるのは「昭和51年規則第3条」と、第5条第1項から第3項までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第2項中「第2条」とあるのは「昭和51年規則第3条」と、第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「できる」とあるのは「ある」とする。

4 平成27年4月1日から同年5月31日までの間における総合福祉センターの施設等の使用についての第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「使用日の3月前の日の属する月の初日」とあるのは、「平成27年3月2日」とする。

5 平成27年4月1日から同年5月31日までの間における総合福祉センターの施設等の使用についての第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「使用日の2月前の日の属する月の初日」とあるのは、「平成27年4月1日」とする。

6 平成27年4月1日から同月30日までの間における総合福祉センターの施設等の使用についての第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「使用日の1月前の日の属する月の初日」とあるのは、「平成27年4月1日」とする。

附 則〔平成31年3月29日規則第22号〕

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔平成31年4月3日規則第40号〕

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表（第9条関係）

##### 1 老人福祉センター

施設名	定員
大広間	100人
第1和室	10
第2和室	15
第3和室	15
第1会議室	40
第2会議室	30
第3会議室	40
第4会議室	30
第5会議室	30
調理室	45
講座室	90

茶室	10
体育室	120
対局室	20
機能回復訓練室	15
浴室	20
足湯	20

2 老人作業所

施設名	定員
作業室	20人

別記様式（第11条関係）

別記様式（第 11 条関係）

(市内・市外) (登録・高齢・一般)	No. _____
	年 月 日
利 用 証	
氏 名	_____
住 所	_____